

地籍調査促進検討小委員会の設置について

1. 趣旨

地籍調査については、現在、平成12年度を初年度とする第5次国土調査事業十箇年計画に基づき、全国で調査が進められているところである。しかしながら、その進捗率は全国で47%にとどまっており、特に、都市及び山林における遅れが顕著である。

こうした中、今次十箇年計画の期末である平成21年度が迫っており、その終了を受けた地籍制度全体のあり方の検討が必要となっている。また、現下の喫緊の課題である、都市部及び山林部の調査推進については、速やかな対応策の具体化が求められている。

このため、国土審議会土地政策分科会企画部会の下に地籍調査促進検討小委員会を設け、これらの課題について検討を進める。

2. 検討すべき事項

- (1) 国土調査促進特別措置法に基づく十箇年計画制度による現在の調査についてどう評価するか。
- (2) 社会・経済情勢の変化の中で、国土調査のあり方等についてどのように考えていくか。
- (3) 調査実施上の具体的な課題及び既存の成果の活用手法等についてどのように考えていくか。

都市について

- ・ 都市部市町村での地籍調査の実施体制をどう構築していくか。
- ・ 都市部向けの調査手法をどう改善していくか。

山林について

- ・ 地籍調査の調査手法を山林に適したものとなるようどう改善するか。
- ・ 新たな測量技術を活用し調査をどう効率化していくか。

3. 小委員会委員のイメージ

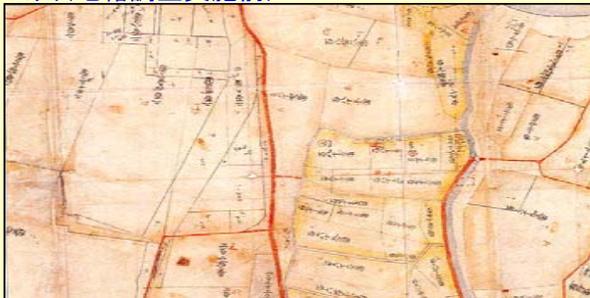
地籍調査に関係する者（法務省、総務省、市町村等）に、有識者を加えた合計9名で構成する。

地籍調査について

地籍調査とは、地籍の明確化を図るため、市町村等が実施主体となって、一筆ごとの土地について、所有者・地番・地目・境界・面積を調査・測量すること

○公図と地籍図の比較

公図(地籍調査実施前)



明治時代初期の地租改正により作成された図面
(登記所に備え付けられている地図等の約半数を占めている)



地籍図(地籍調査実施後)



地籍調査を実施した地域の地図
(公図に代わり、新たに登記所に備え付けられる)

○地籍調査の効果

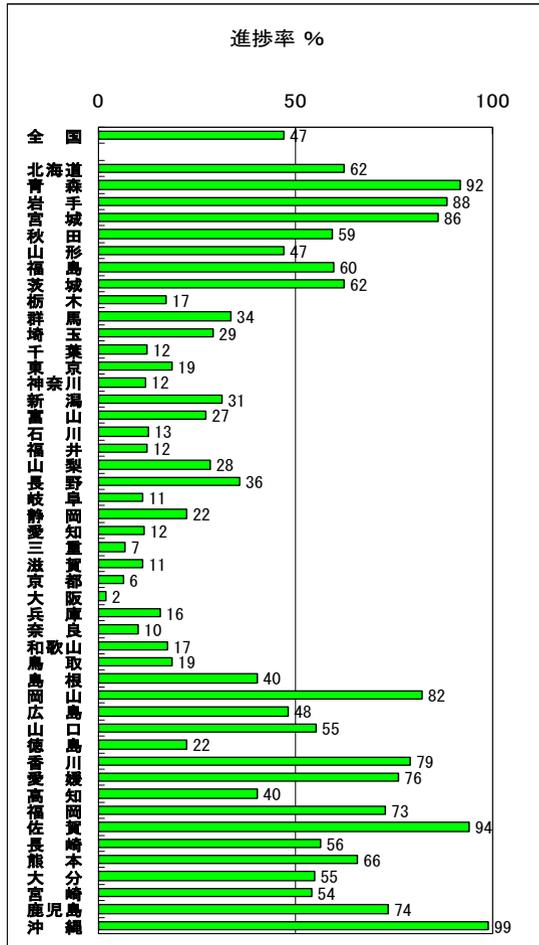
- ・ 土地取引の円滑化と土地資産の保全
- ・ 公共事業や民間開発事業の期間・コストの縮減
- ・ 迅速な境界復元による災害復興の基盤づくり
- ・ 正確な地図に基づくまちづくりの実現

○地籍調査の進捗状況(H17年度末現在)

	対象面積 Km ²	実績面積 Km ²	進捗率 %
全 体	286,200	134,135	47
都 市 部 (D I D)	12,255	2,337	19
D I D 以 外 の 宅 地	17,793	8,736	49
農 用 地	72,058	49,835	69
林 地	184,094	73,227	40

地籍調査の実施状況

①都道府県別進捗状況(平成17年度末)



②都道府県別市町村着手状況(平成17年度末)

